

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 2 月 1 2 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門長 木白 俊哉

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 横浜市舎一般廃棄物及び産業廃棄物収集処理業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和 7 年 4 月 1 日  
至) 令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、単価に予定数量を乗じた合計額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

### ① 直接交付

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門管理課  
電話 045-788-7690  
FAX 045-788-5001

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「横浜市舎一般廃棄物及び産業廃棄物収集処理業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「横浜市舎一般廃棄物及び産業廃棄物収集処理業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年2月26日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表する

ことにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和7年3月12日 14時00分  
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
横浜庁舎 ビデオライブラリー室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和7年3月12日 12時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約について

は原則として93日以内)

(5) その他  
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了知願います。

#### 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 横浜庁舎一般廃棄物及び産業廃棄物収集処理業務
2. 業務目的 本業務は、横浜庁舎及び調査船係留棧橋から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び条例等の関係法令に基づき、適正に収集、運搬及び処分することを目的とする。
3. 業務場所
  - 1) 収集場所
    - ① 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
横浜庁舎
    - ② 神奈川県横浜市金沢区幸浦1丁目地先  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
調査船係留棧橋
  - 2) 運搬・処分場所  
請負業者指定処分場
4. 業務期間 自) 令和7年4月1日  
至) 令和8年3月31日
5. 予定数量 別紙予定数量表のとおり
6. 業務内容
  - 1) 一般廃棄物
    - ① 一般廃棄物（可燃性廃棄物及び生ゴミ類）
      - ア 収集頻度： 毎週月曜日から金曜日のうち週3回とする。  
※調査船係留棧橋については担当職員から別途指示する日時とする。
      - イ 収集時間： 原則として8時30分～17時00分までの間とする。
      - ウ 収集場所： 別紙図のとおり
    - 2) 産業廃棄物 ※マニフェスト交付対象
      - ① 不燃性廃棄物（ビン、缶、ペットボトル、発泡スチロール及び廃プラスチック）  
※廃プラスチックは実験作業で使用したものを除く
        - ア 収集頻度： 毎週月曜日から金曜日のうち週1回とする。  
※廃プラスチックは担当職員から別途指示する日時とする。  
※調査船係留棧橋については担当職員から別途指示する日時とする。
        - イ 収集時間： 原則として8時30分～17時00分までの間とする。
        - ウ 収集場所： 別紙図のとおり
        - エ その他： 可能な限りリサイクルに努めるものとする。
      - ② 汚泥（魚類等残渣物）
        - ア 収集頻度： 毎月2回及び担当職員から別途指示する日時
        - イ 収集時間： 原則として9時30分～12時00分までの間とする。
        - ウ 収集場所： 別紙図のとおり（※横浜庁舎のみ）
        - エ その他： 残渣の例：マグロやブリの頭部、胴体  
分別が困難な魚類等残渣物（魚類生ゴミ）を含むプラ容器については廃棄物管理上の汚泥廃棄物として排出する（内容物には試薬・実験廃液類を含まないものとする）。

③ 汚泥（脱水汚泥）

- ア 収集頻度： 担当職員から別途指示する日時
- イ 収集時間： 原則として8時30分～17時00分までの間とする。
- ウ 収集場所： 別紙図のとおり（※横浜庁舎のみ）

④ 産業廃棄物（粗大ゴミ等）※実験作業で使用したものを除く

- ア 収集頻度： 担当職員から別途指示する日時とする（年間6回程度）。
- イ 収集時間： 原則として8時30分～17時00分までの間とする。
- ウ 収集場所： 別紙図のとおり（※横浜庁舎のみ）

※別紙図の収集場所以外の場所からの運搬・積み込み作業については別途契約とする。

- エ 冷媒回収対象機器： 運搬・処分費用については本契約に含むものとし、冷媒回収費用については別途契約とする。
- オ 家電リサイクル対象機器： 運搬及び家電リサイクル費用については別途契約とする。

⑤ 水銀含有産業廃棄物（廃蛍光管）

- ア 収集頻度： 担当職員から別途指示する日時とする。
- イ 収集時間： 原則として8時30分～17時00分までの間とする。
- ウ 収集場所： 別紙図のとおり（※横浜庁舎のみ）

※別紙図の収集場所以外の場所からの運搬・積み込み作業については別途契約とする。

3) 共通事項

① 安全対策

- ア 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- イ 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- ウ 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び担当職員に連絡し、その処理については担当職員と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

② マニフェスト ※交付対象は上記を参照のこと

- ア 処分場への運搬終了時にマニフェストB 2票を提出するものとする。
- イ 中間処理終了時にマニフェストD票を提出するものとする。
- ウ 最終処分終了時にマニフェストE票を提出するものとする。
- イ マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の定めによる。

③ その他

- ア 対象の廃棄物を収集運搬等するための許可証の写しを提出するものとする。
- イ 収集運搬等に当たっては、飛散流出しないように対策を講じるものとする。
- ウ 収集運搬等に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずるものとする。
- エ 収集運搬車・運搬容器は、廃棄物が飛散、流出及び臭気が漏れるおそれのないものであること。

7. その他 仕様書に記載のない詳細事項については、担当職員の指示に従うものとする。

【業務仕様書別紙】

横浜庁舎一般廃棄物及び産業廃棄物収集処理業務年間予定数量表

品名	年間予定数量	単位	備考
(一般廃棄物)			
一般廃棄物 (可燃性廃棄物及び 生ゴミ類)	6440	kg	
(産業廃棄物)			
缶・ビン・ペットボトル	1650	kg	
発泡スチロール	370	kg	
廃プラスチック	2610	kg	
汚泥(魚類等残渣物)	13120	kg	
汚泥(脱水汚泥)	750	kg	
金属くず・廃プラスチック等混合物 (粗大ゴミ)	130	m <sup>3</sup>	
水銀含有産業廃棄物(廃蛍光管)	350	kg	